

# 島根県報

平成20年1月29日(火) 号外 第 5 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

# 目 次

規則

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(都市計画課)

## 公布された条例等のあらまし

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第3号)

- 1 規則の概要
  - (1) 道標、案内図板その他公共的目的をもった屋外広告物若しくは掲出物件等について、表示又は設置の禁止に係る規定の適用を除外する基準を定めることとした。(第3条・別表第2関係)
- (2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る基準を改めることとした。(第4条・別表第3関係)
- (3) 屋外広告物講習会受講願書に係る様式を改めることとした。(様式第13号関係)
- (4) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規則	
----	--

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第3号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則(昭和49年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 条例第9条第3号の規則で定める基準(条例第5条第3項の許可に係るものに限る。)は、別表第2のとおりとする。

第4条中「基準」の次に「(条例第5条第3項の許可に係るものを除く。)」を加え、「別表第2」を「別表第3」に 改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

	区分	基準			
共通	表示内容	自己の住所、事業所又は営業所(以下「事業所等」という。)に係る名			
		称、距離又は方向のみを表示するものであること。			
広告物	野立広告物	大きさ 1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物(1つ			

	1		
の種類			の広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方
			向を表示するものをいう。以下同じ。)にあっては、当該集合広
			告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平
			方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メー
			トル以内
		高さ	地表から上端まで 3メートル以内。ただし、占用許可(道路法
			(昭和27年法律第180号)第32条に規定するものをいう。以下同
			じ。)を受けて設置するものにあっては、占用許可の基準による
			こと。
		個数	1事業所等につき4個以内
	野立広告物以外	大きさ	1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあっ
			ては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面
			積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示
			面積が3平方メートル以内
		その他	広告物の種類に応じた別表第3の基準を満たすこと。

### 備考

- 1 この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- 2 町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものについては、「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物(1つの広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方向を表示するものをいう。以下同じ。)にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」及び「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」とあるのは「表示面の合計7平方メートル以内」と、「3メートル以内」とあるのは「5メートル以内」としてこの表を適用する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第4条関係)

1 広告物又は掲出物件の種類ごとの基準

項		X	分		基	準	
1	はり紙			大きさ	1枚につき1.5平方メ	ートル以内	
2	はり札			大きさ	1 枚につき0.3平方メ	ートル以内	
3	立看板			大きさ	縦2.0メートル横1.0メ	ートル以内	
				脚部の高さ	0.5メートル以内		
4	野立広	自家用	同一敷地内にお	大きさ 30平方メートル以内			
	告物	広告物	ける広告物が1	高さ	広告板 地表から上端	端まで 6メートルに	以内
			個の場合		広告塔 地表から上端	端まで 10メートルに	以内
			同一敷地内にお	同一敷地内	相互間の距離	大きさ	
			ける広告物が 2	における広		1個	全ての広告物の表
			個以上の場合	告物の表示			示面の合計
				位置及び大	100メートル以上	30平方メートル以	-

	271713 0			F-0 1		· TIX	1 /	
				きさ			内	
					100メー	 トル未満	30平方メートル以	30平方メートル
					100,	1 77 71 713	内	内
				高さ	広告板	地表から上端	' '	L ' -
							端まで 10メートルに	
		自家用	特定案内用広告	高さ			あっては地表から上述	
		広告物	物又は特認案内	12, C			勿にあっては地表か!	
		以外の	用広告物				用許可を受けて設置	
		広告物	70/2018			許可の基準に		1,000,000
		12110		個数		がいの <u>を</u> 上げ が等につき 4 個	•	
			   特定案内用広告	表示位置			<u> </u>	ユト ただし 隘
			物及び特認案内	<b>农</b> 小位直			の相互間の距離が201	,
			用広告物以外の				の表示面積の合計が3	
			広告物又は特定				公告物の表示面の地域	
			案内用広告物若				ムロ初の表示画の地で −致する場合にあって	
			より用は日初日		ا ا ا	、咖叭瓜直加	致する場合にの フ	CIA, COPRO
			用広告物のうち			有乃が針首()	以下「国道等」という	う ) からの野蓼
			上記の許可基準			-	ただし、地形等の理	-
			上記の計り基準に適合しないも				型難な場合にあって!	
							N無な場合にのうて もって足りる。	9、同位411.25。
			<b>σ</b>				5リモ延りる。 和43年法律第100号)	、
							ru40年/4年第100 <i>年)</i> 5市街化区域、同法領	
							この知れ区域、同伝9 用途地域又は概ね10に	
							表示する場合にあっ <sup>て</sup>	
				+++			適用しないこととす	9 ව.
				大きさ		くートル以内	#+- 6.4 LIII	N.H.
				高さ			端まで 6 メートルに	
_	7= 25 4/2 (2)	P#71	ᆂᄝᄔᇋᆂᆕᅷᇰ	/EI #4			湍まで 10メートルに	<u> </u>
5			は屋上に表示する	個数	1棟にこ		<u></u>	まっ <b>モ</b> の <b>へ</b> き140
	仏古物乂	は設直っ	する掲出物件	大きさ			方メートル以内かつ	水不سの合計40
				=-	方メート			
				高さ			で 51メートル以内	=+
							設置する建築物の間	高さの♂分の∑り
				7.0/1		0メートル以及		14511-1
C	73-55-4		+ <del></del>	その他			て外側に突き出してい 「まこまほの温度	ハないこと。
6			は壁面に直接表示	大きさ		は壁面の1面	表示面積の限度	
	する広告	彻			の面積	., ., .	1 848	<b>5</b> 0/54 51 ±
					. , ,	メートル未		の 2 分の 1 以内
					満		2 20平方メート	
						メートル以	屋根又は壁面の1	
					上1,000	平方メート	方メートルを減じ	たものに100分の
					ル未満		を乗じて得た面積し	- a a <b>- :</b> : :

				加えた面積以内		
			1,000平方メートル	屋根又は壁面の1面の面積から1,0		
			以上	平方メートルを減じたものに100分		
				1を乗じて得た面積に40平方メート		
				を加えた面積以内		
7	建築物の壁面に表示する広告物又	個数	1壁面につき2個以内	· 为		
	は設置する掲出物件	大きさ	1壁面につき20平方2	メートル以内		
		道路境界線	車道 地表から下端	まで 4.7メートル以上		
		から突き出	歩道 地表から下端	まで 2.5メートル以上		
		す高さ				
		道路境界線	0.6メートル以内			
		から突き出				
		す長さ				
8	アーケードに表示する広告物又は	大きさ	車道 2.0平方メート	ル以内		
	設置する掲出物件		歩道 1.0平方メート	ル以内		
		高さ	車道 地表から下端	まで 4.5メートル以上		
			歩道 地表から下端	まで 2.5メートル以上		
9	アーチに表示する広告物又は設置					
	する掲出物件	高さ	地表から下端まで 4	1.5メートル以上		
		位置	幅員20メートル未満の	D 道路		
10	電柱、街灯柱等に表示する広告物	個数	突出し 1本につき	1個		
	又は設置する掲出物件		巻付け 1本につき1個			
		大きさ	突出し 縦1.2メート	ル横0.45メートル以内		
			巻付け 縦1.8メート	ル以内		
		突出しの高	車道 地表から下端	まで 4.7メートル以上		
		ਣੇ	歩道 地表から下端	まで 2.5メートル以上		
		突出しの取	0.5メートル以内			
		付け部分の				
		長さ				
		その他	直塗りしないこと。			
11	照明広告物	第3号の項が	から第10号の項まで及び	び第12号の項によるものとする。		
12	横断幕及びけんすい幕	個数	1壁面につき3個以内	ካ		
		大きさ	横断幕 幅1.0メート	ル以内		
			けんすい幕 幅1.0メ	ートル長さ10メートル以内(けんす		
			幕掲出装置のあるも	のにあっては、幅1.5メートル長さ		
			メートル以内)			
		高さ	車道 地表から下端	まで 4.5メートル以上		
			歩道 地表から下端	まで 2.5メートル以上		
13	旗及びのぼり	大きさ	縦1.5メートル横0.5メ	ートル以内		
		高さ	地表から下端まで 1	0メートル以上		
			地表から上端まで 3	3.0メートル以内		
14	消火栓標識を利用する広告物	大きさ	縦0.4メートル横0.8メ			

			高さ		高さ	車道地表から下端まで 4.7メートル以上
				歩道地表から下端まで 2.5メートル以上		
15	バス停留所標識	非照明式	大きさ	1 1表示面につき0.25平方メートル以内		
	を利用する広告			2 表示面の最下端部に設けること。		
	物	照明式	大きさ	1 表示面の広さの3分の1以内		
				2 表示面の最下端部に設けること。		

#### 備考

- 1 この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- 2 この表において「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは 製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の事業所等に表示する広告物をいう。
- 3 この表において「広告塔」とは、厚さが主な表示面の幅の6分の1以上である野立広告物をいう。
- 4 この表において「特定案内用広告物」とは、自己の事業所等に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであって、大きさが1表示面につき1平方メートル以内(集合広告物にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内)であるものをいう。
- 5 この表において「特認案内用広告物」とは、町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向の みを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和して いるものとして知事が特に認めるものであって、表示面の合計が10平方メートル以内であるものをいう。

#### 2 総表示面積の規制基準

1の表の第5号の項から第7号の項まで、又は第12号の項の広告物のうち、複数の項の広告物又は掲出物件が同一建築物の同一面に表示又は設置される場合においては、各面における広告物の表示面積の合計は、建築物の当該壁面の面積の3分の1以内であること。

を

「 住 所 フリガナ 「

様式第13号中 申込者 氏 名 を 申込者 に、

職業

生年月日」

講習要目		受講希望	の有無	備考
屋外広告物の法令に関す	する事項	有	無	
屋外広告物の表示に関す	有	無		
屋外広告物の施工に関する事項		有	無	
に戻する オーの夕む 笠	名 称			
所属する法人の名称等	所在地			

住所		
フリガナ 氏 名	電話番号	(自宅・勤務先)

生年月日		職業	
\$h	名 称		
勤 務 先	所在地		

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。)第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置する広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)について適用し、同日前に条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等で施行日以後に条例第8条第1項の規定による許可を受けて変更又は改造するものについては、改正後の規則の規定を適用する。

平成20年1月29日 印刷 平成20年1月29日 発行 発行者 島 根 県 発行所 松江市殿町 島根県庁 中成20年1月29日 発行 発行者 島 根 県